

## 競争ルールの検証に関するWG（第23回）

1 日時 令和3年9月15日（水） 14:30～16:00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、  
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、渋谷消費者行政第一課企画官、田中料金サービス課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、五味料金サービス課係長

4 議事

【新美主査】 皆さん、こんにちは。今日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻が参りましたので、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ第23回を開催します。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みまして、ウェブ方式による開催とさせていただきます。

それでは、議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【五味料金サービス課係長】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。なお、チャット欄は、構成員の皆様、総務省出席者、オブザーバーの方々からは御覧いただけますが、傍聴者からは見えないようになっております。

御発言に当たりましては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は前回の会合で取りまとめを行いました「競争ルールの検証に関する報告書2021（案）」につきまして、意見募集を行った結果を事務局から御説明いただいた後、意見交換に入りたいと思っております。

それでは、まず、「競争ルールの検証に関する報告書2021（案）」の意見募集の結果について、事務局から御説明よろしくをお願いいたします。

**【望月料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。では、早速ですが、資料1について説明をさせていただきます。表紙を御覧ください。

意見募集の期間として、7月14日から8月17日まで意見募集を行いまして、合計で29件の御意見をいただいております。全体として報告書案の内容を大きく変えるような御意見はなく、また、全体の3割ほどは賛同の御意見をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。ここから個別の御意見と考え方について説明させていただきます。

まずは0-1、個人の方から、おおむね報告書案に沿ったルール化を進めるべきであるという御意見です。考え方としては、賛同の御意見として承るとさせていただきます。

続きまして、第1章「はじめに」です。クアルコムジャパン様から、5Gにおけるミリ波の有効活用について、その方策を御検討いただくように御提案しますという御意見です。考え方としましては、本WGは、改正法が講じた措置の効果、市場への影響、こういったものの評価・検証を行うことを目的としております。5Gにおけるミリ波の有効活用の方策の検討は本WGの主たる目的ではありませんとさせていただきます。

ここで説明者を替わらせていただきます。

**【相良料金サービス課課長補佐】** 続きまして、第2章「モバイル市場の競争環境に関する検証」です。事業法第27条の3の執行の状況に関する意見、考え方について説明さ

せていただきます。

意見2-1でございます。個人の方からでございますけれども、手頃なミドルスペック機種が増えた一方で、ハイスぺック端末については、値引きの上限の関係で大幅な値上がりとなっているということ、各社の料金水準が下がってきたことに触れられまして、この水準の維持と引換えに値引きの上限の廃止をしてはどうかといった御意見をいただいているものでございます。右側、考え方でございますけれども、まず、改正法に基づく規律の趣旨として、そうしたセット割引を制限しまして、通信料金、端末代金のそれぞれの低廉化を競争によって促進することを期待して導入したものであること。そして、この点、御意見にありますように、通信料金の低廉化、中価格帯の端末の販売増加など、一定の効果が表れつつあるということには触れつつ、他方で、今回報告書案で指摘いただいておりますとおり、不適切な事案等も見当たっておりますので、なお、改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況ではないということ。このため、引き続き規律を維持して、実態面でもその趣旨の徹底を図りつつ、検証を継続する必要があるのではないかといた返し方とさせていただきます。

続きまして、意見2-2、具体的な違反事例等に関するところの御意見、考え方でございます。テレコムサービス協会様からでございます。ガイドラインが複雑化しており、規律内容の明確化を進めるという報告書案の考え方に賛同であるということ。また、後段、端末価格の加重平均価格届出ルール等に触れられまして、届出に要する時間が長くなっているため、必要に応じて規定を含め見直しを検討いただきたいという意見でございます。こちらにつきましては、前段は賛同として承りまして、あと後段につきましては、まず、総務省において、提言をいただいておりますとおり、ガイドラインの随時の見直し、個別の解釈の周知等、運用面の工夫を行うことが適当といった考え方としてございます。

意見2-3でございます。ソフトバンク様からでございます。端末購入サポートプログラムにつきまして、今回の覆面調査の結果を重く受け止めて、再発防止策を実施していくといった表明をいただいております。こちらにつきましては、考え方は、こうしたところにつきまして、事業者は本報告書案の内容を踏まえ、正確な説明、周知の徹底等、適切な取組を行うべきという内容としてございます。

意見2-4でございます。オプテージ様からでございます。改正法により、MNOとMVNO間の公正競争環境の整備が進展したという考え方をお示しいただきましたので、これは賛同の御意見として承っております。

意見2-5でございます。KDDI様からでございます。前段、ガイドライン等の規定の解釈に苦慮するということと、規制の簡素化の検討をいただけないか、こういった御意見をいただいているものでございます。また後段につきましては、報告書案で触れられておりますようなガイドラインの運用につきましても、御要望をいただいているところでございます。考え方でございますけれども、いただきました規制の簡素化に関する御意見につきましては、先ほど触れましたように、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられることから、規律を維持して、実態面でもその趣旨の徹底を図る必要があるということに記載してございます。そして、後段、ガイドラインの運用に関する御意見につきましては、賛同の御意見として承るといった形にさせていただいております。

意見2-6でございます。楽天モバイル様からでございます。運用ガイドラインにつきまして、これもまた個別の解釈は事業者に周知する等の対応を行うという方向性に賛同ということですので、賛同の御意見として承っております。

意見2-7、イオンリテール様からでございます。これは3G停波に伴う旧通信方式から移り変わる方につきましては、2万円の上限を超えて、端末の対照価格以下の利益提供が可能となっておりますが、そうした特例を例えば乗換え時に適用する際に、元の契約が3Gであるという確認が適切になされていない場合があるのではないかといた御指摘をいただいているものでございます。これにつきましては、右側の考え方とおおり、運用ガイドラインにおきまして、確認が必要となる事項等を記載してございますので、まず、事業者や代理店におきまして、そうした事項の確認を適切に行うことが求められるということ。総務省においても、状況を注視して、必要に応じて対応を検討することが適当である。こうした考え方とさせていただいております。

意見2-8でございます。相談員協会様からでございます。今回、非回線契約者への端末販売拒否などの事例が発覚したことを踏まえまして、覆面調査等で確認されることを希望といった御意見をいただいておりますので、これは報告書案への賛同の御意見として承るものでございます。

意見2-9でございます。こちら相談員協会様からでございますけれども、今後、3Gからの移り変わりが増えていくところにも触れられまして、不適切な値引き等が行われないよう監視をいただきたいという御意見をいただいたものでございます。考え方としては、まず、関係事業者において適切に対応すべきということ。それから総務省においても、特例の適用状況について確認を行って、不適切な値引き等がなされないように適切

な運用を行っていく必要があるといったことを示しているものでございます。

続きまして、2-10以降、既往契約に関する分析についていただいた意見、考え方でございます。

意見2-10、NTTドコモ様からでございます。既往契約の早期解消という今回御指摘いただいたところにつきまして、早期に解消に取り組むという表明をいただいております。一方で3Gサービスから移られる方についての課題、こうした利用者を極少化する考えであるけれども、総務省においても周知等積極的に行っていただきたいという意見。ガイドラインの見直し、解釈の明確化等、運用面の工夫をお願いしたいという意見。それから、報告書案で検討に値すると触れていただいております、既往契約の解消状況の周波数割当ての審査等への活用につきましては、これは審査項目とする場合には慎重に検討いただきたい、こういった御意見をいただいているものでございます。右側、考え方でございますけれども、まず今回御指摘いただきましたとおり、改正法施行から2年が経つところで、既往契約についても、具体的な出口を検討する時期に来ているということ。また、囲い込み効果が高いものですので、こちらを抱えたまま競争が進んでいくというのは対等な競争条件とはいえ、早期に解消すべきといったことに触れさせていただいております。このため、総務省において、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に積極的な取組を求めることが適当といった形とさせていただいて、後段、周波数割当て等の審査での活用につきましては、検討に値すると記載いただいたとおり、インセンティブを与える手段の例示であるということを示させていただくものでございます。

意見2-11でございます。全相協様からでございます。既往契約、不適合期間拘束の契約につきまして、解消を図る方針に賛成といった御意見でございます。また、既往契約に残られている利用者の方は、情報が不足していて、分からないまま残っている方がいるのではないかという御指摘、事業者から一層の情報提供を行っていただきたいという御意見をいただいておりますので、前段につきましては、賛同として承りまして、後段の情報提供に関する御意見につきましては、関係事業者において適切に対応すべき、そういった考え方を示させていただいております。

意見2-12でございます。記載の3社様から、既往契約の早期解消の方向、賛同の御意見をいただいておりますので、そのとおり賛同として承っております。

意見2-13でございます。ソフトバンク様からでございます。報告書案に記載しておりました旧端末購入サポートプログラム関係の発言箇所につきまして、内容に誤りがある

ため、以下の記載としていただきたいと、こういった要望をいただいております。こちらにつきましては、ご発言内容に照らしますと、元の報告書案の記載に誤りがあるとは考えておりませんが、これはソフトバンク様の発言部分でありますので、案のとおり修正するといった形にさせていただいております。また、旧端末購入サポートプログラムに関するところですので、これは本文、御指摘いただいておりますとおり、これまでに見直しがなされておらず、囲い込み効果が継続することが懸念され、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが求められる、こういったところをなぞらせていただいております。

意見2-14に進ませていただきます。JCOM様からでございます。MNOが低廉な料金プランの提供を開始して、MVNOへの切替えが減っているということに触れられつつ、こういった中でMNOの既往契約を解消して、新プランへ移行させることを国が求めているということに違和感がある。こういった表明をいただいております。こちらにつきましては、これまでの、既往契約から適合契約への移行を図る、こういった言葉遣いのところからいただいた御意見かと受け止めてございますが、右側考え方とおおり、まず、既往契約の解消を図る時期に来ているということ。2段目でございますけれども、この点、本報告書案でまさに御指摘をいただきましたのは、例えばNTTドコモ様の違約金9,500円の留保であったり、KDDI様、ソフトバンク様の旧端末購入サポートプログラムであったりですとか、こうした自社内のプラン変更に当たっては違約金等の不利益は生じない一方で、MVNOなど他社への乗換えの際には不利益が生じるものにまさに今回スポットを当てて御議論いただいたものと思っております。ですので、こうしたところを踏まえて、MVNO等への乗換えの円滑化も今回意識しているものであるという考え方を示させていただいております。後段、周波数割当てについても言及いただいておりますので、これはインセンティブを与える手段の例示といった考え方を示してございます。

意見2-15に進ませていただきます。KDDI様からでございます。こちらも既往契約の解消状況について、周波数割当ての審査等に活用することについては慎重に検討いただきたい、こういった御意見をいただいておりますので、これも既往契約が解消の時期に来ているということ、周波数割当ての活用にすることについては、あくまで例示であること、といった考え方を返させていただくものでございます。

意見2-16、イオンリテール様からでございます。既往契約の方につきましては、適合契約への移行にかかわらず、9,500円を1,000円に統一してはどうか。また後段で

すけれども、能動的な移行を図るのではなくて、一律に今のルールを適用してはどうか、こういった御意見をいただいているものでございます。既往契約につきましては、前提としまして、利用者利益の保護という観点からも、今、同一の条件での更新等は認めているものの、一部の変更は認めてない、そういったところもでございますけれども、それも念頭に置きつつ、返し方としまして、既往契約の解消の時期に来ているということを踏まえて、総務省においてまずそうした利用者への影響にも配慮しつつ、スケジュールを定めた上で、積極的な取組を求めていくことが適当ではないか、こうした考え方とさせていただきます。

意見2-17でございます。楽天モバイル様からでございます。旧端末購入サポートプログラムにつきまして、まだ残っているというところが問題であるということ。こうしたところの解消について、総務省から事業者に対して積極的な取組を促すべきといった御意見をいただいておりますので、全体は賛同として承りつつ、総務省において早期解消に向けたスケジュールを定めて取組を進めていくことが適当、こうした考え方とさせていただきます。

意見2-18でございます。これも楽天モバイル様からでございます。既往契約、不適合期間拘束契約の解消のために、先ほども申し上げたような更新を禁止してはどうかといった御意見をいただいております。こちらにつきましても、既往契約の早期解消の時期に来ているという考え方と、後段のとおり、総務省において利用者への影響にも配慮しつつスケジュールを定めて進めていくことが適当ではないか、そうした考え方とさせていただきます。

意見2-19でございます。こちらも楽天モバイル様からでございます。周波数割当てに既往契約の解消の状況を活用するという点について賛同の御意見をいただいておりますので、まず賛同として承りまして、後段は、既往契約の早期解消の時期に来ているといった考え方に触れさせていただくものでございます。

意見2-20でございます。相談員協会様からでございます。こちら、既往契約が5割程度残っているところはやはり適切な競争条件ではないという御意見をいただいております。加えまして、後段で、よく分からないまま、利用者の方が残っているのではないかと、そういった問題提起もいただいておりますので、右側、これもほかの回答と同様でございますけれども、解消の時期に来ているということ、総務省においてスケジュールを定めて、解消の取組を積極的に進めていくことが適当といった考え方とさせていただきます。

ございます。

意見 2-21 でございます。全相協様からでございます。端末購入サポートプログラム関係のところでございますけれども、こちら、今回報告書案で記載ありましたとおり、非回線契約者への提供拒否の事例等が判明したところを踏まえまして、今後も継続するのであれば、非回線契約者にも販売をしてほしい、オンラインでも利用できるようにしてほしい、そういった御意見をいただいておりますので、これは提言いただいておりますとおり、事業者において、形式的な条件の差異の解消、正確な説明、周知の徹底を行うべきであるということ。総務省において、こうした事業者の取組効果の検証を行うべきであるということ。ある程度の期間を経過した後にも解消が見られないようであれば、通信と端末の分離の徹底を図ることも視野に入れるべき。こうした考え方とさせていただきます。

意見 2-22 でございます。テレコムサービス協会様からでございます。これも提供拒否事案に触れまして、こうしたことの根絶、それから、こうしたところについての正確な情報の周知徹底等のガイドラインへの明記を進めてはどうか、といった御意見をいただいております。こちら、賛同として承りつつ、ガイドラインへの明記につきましては、参考として承らせていただくものでございます。

意見 2-23 でございます。オプテージ様からでございます。こちら、非回線契約者にこういった端末購入サポートプログラムが適切に販売されているか、正確な情報の周知徹底がされているかについて検証することに賛同ということですので、賛同の御意見として承っております。

意見 2-24、KDDI 様からでございます。KDDI 様からは、こうした端末購入サポートプログラムに関する条件の差異の解消等、真摯に対応を図っていくと表明いただいておりますが、提言いただいた中で、理解度調査につきまして、調査方法、対象によって結果が異なる可能性があるので、方法は慎重に検討いただきたい、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、まず事業者において、本報告書案の内容を踏まえて適切な取組を行うべきであるということ。後段の御意見につきましては、これは参考として承らせていただく。そういった形とさせていただきます。

意見 2-25 でございます。楽天モバイル様からでございます。さきに触れました非回線契約者への加入拒否の事例は公正な競争の妨げとなるといった御意見をいただいておりますので、賛同の御意見として承らせていただくものでございます。



また、意見 2-26、楽天モバイル様提供の端末購入サポートプログラムにつきまして、回線契約者であるか否かの条件に差異はないということを表示いただいておりますので、こちらは参考として承らせていただくものでございます。

では、またここで説明者を替わらせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 引き続き、「3. モバイル市場の現況と分析（1）分析の視点及び手法」から説明させていただきます。

意見 2-27、ソフトバンク様からです。モバイル市場に関して、ここ数年、毎年政策議論がなされ、追加規制が次々と課されている状況にある。事業運営の安定性が損なわれるのみならず、お客様への混乱を生じかねないので、今後の政策議論については、一定の注視期間を設けていただきたい。また、議論の透明性、公平性を十分に確保した上で実施していただくことを強く要望という御意見でございます。考え方といたしまして、携帯電話は不可欠なコミュニケーションの手段となっている一方、サービスや市場の環境の変化も速いことから、こうした変化に機動的に対応しながら、不断に随時政策的議論が行われることが必要であると考えています。その結果、競争を阻害するおそれのある要因が認められる場合には、速やかに対処することも必要と考えられます、とさせていただきます。なお今後も、継続的な評価・検証を行うことが必要であるところ、可能な限り、透明性・公平性を確保した上でこれらを実施することが適当とさせていただきます。

続いて意見の 2-28、こちらソフトバンク様でございます。総務省に対する報告事項が増加の一途をたどっている、事業者における負荷や対応コストが課題。次回以降の報告を機に、報告項目を速やかに整理いただくことを要望ということでございます。考え方といたしまして、電気通信分野は、現在、事後規制により対応することが基本となっております。これは市場の状況を不断に確認・検証した上で、必要に応じて政策的な対応をすることが求められている。本WGにおいても、関係事業者からデータを幅広く収集して、定性的・定量的な分析を綿密に行うことが必要であると考えます。その上で、御指摘の点につきましては、関係事業者の負担にも配慮しつつ、必要に応じて分析に用いる指標の妥当性の検討を行って、分析に必要なデータを随時見直していくことが適当であると考えます、とさせていただきます。

続きまして、「(2) 通信市場の動向」に進ませていただきます。意見 2-29、テレコムサービス協会様からです。MNOの新料金プラン等は、MVNOに対し深刻な影響を与え得るので、イコールフットイングが十分かつ継続的に確保されていることが極めて重要。

競争環境に与える影響について分析・検証を継続し、公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくことを要望との御意見をいただいております。考え方として、全体として賛同の御意見として承ります。MNO 3 社の新料金プラン等がMVNOに与える影響は小さくなく、引き続きデータを取得し、MVNOとの競争環境に与える影響について分析・検証を継続していくことが必要と考えます、とさせていただいております。

続いて、2-30、ソフトバンク様からです。日本のスマートフォンの料金水準について、報告書案では諸外国と比べて遜色のないものと書いてありますが、内外価格差調査では、東京の支払い料金は、中位または低位と評価されている。このため日本の料金のポジションが正確に表せてないので、中位から低位の水準と記載していただくようにという御要望でございます。考え方は、内外価格差調査で日本のスマートフォンの料金、これは幾つか調査をしております、MNOの4G、5G、もしくはMVNOの4G、これらの比較をした結果の中には、中位または低い水準と言えない結果もございますので、報告書案ではこれらを総括し、遜色のないものとなっていると記載しているところでございます、とさせていただいております。

続いて、意見2-31、これはオプテージ様からです。これは意見2-29と同旨でございますので、考え方は、意見2-29に対する考え方のおりとさせていただいております。

続いて意見2-32、オプテージ様からです。事業法第27条の3による禁止行為の規律の適用を受ける事業者についてでございます、MNOもしくはMNOのグループ会社と比べて独立系MVNOに対する影響は大きいので、独立系MVNOにMNOグループと同条件の規制を適用することについて、市場の状況に応じ、適宜見直していただくことを御要望いただいております。考え方といたしましては、事業法第27条の3の規律の対象となる事業者につきましては、利用者数の割合を見て現在0.7%と定めているところでございますが、この基準は、モバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めているところ、総務省において、状況などに変化がある場合には、見直しを検討していくことが適当と考える、とさせていただいております。

続いて意見2-33、KDDI様からでございます。これは意見2-28と同旨でございますので、考え方も意見2-28に対する考え方のおりとさせていただいております。

続いて意見2-34、イオンリテール様からです。これは1次MVNOと2次以降MVNO間の公正競争やイコールフットイングの確保についての御意見。1次MVNO、2次以降MVNOでのイコールフットイングが継続的に確保されるため、議論・検証いただくことが望ましいという御意見でございます。考え方といたしましては、まずはMNOとMVNOとの間のイコールフットイングの確保について、総務省において必要に応じて対応を検討することが適当。この状況を踏まえた上で、MVMNO間のイコールフットイングについても注視することが望ましいとさせていただきます。

続いて意見2-35、携帯見直し本舗様からいただいております。利用者の方に最適な会社やプランの選定、契約における実行手順のサポートを行っている会社様ということで、そのサポートの事業の中で感じた問題点につき御指摘をいただいているところでございます。考え方といたしまして、全体として参考として承ります。御指摘をいただいている、利用者が自身の利用状況を把握できること、これについては重要であると考えます。さらに、この御意見を御覧になられて、関係事業者においては、御意見を踏まえ適切に対応すべきと考えます、とさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、19ページ目までお進みください。意見2-36でございます。楽天モバイル様からです。MNO3社の新料金プラン等に関し、コスト割れしているのではないか、分析・検証が行われることを希望という御意見でございます。考え方としまして、接続料の算定等に関する研究会において検証が行われたところ、直ちに原価割れの状況だとは言いきれないとされているものと承知しております。同研究会において必要に応じてさらなる検証を行っていくものと承知しております、とさせていただきます。

続いて意見2-37、楽天モバイル様からでございます。スイッチングコストの低減に向けた取組を引き続き進めることが必要との方向性に賛同という御意見でございますので、考え方として、賛同の御意見として承っております。

続きまして、「(3) 端末市場の動向」でございます。意見2-38、在日米国商工会議所様からいただいております。御意見、大きく3ついただいております。最初は、5Gを迅速にどのように展開していくべきか、こういった議論がされていないという御意見。2点目として、既に諸外国と比べて料金が遜色のないものとなっているのであれば、完全分離の目的は既に達成されたのではないかと、政府は介入を廃止すべきではないか、といった御意見。3点目は、ユーザーの観点から重要なのは、料金プランと端末の双

方の価格を含む総所有コストであるという御意見でございます。

考え方といたしまして、まず1つ目の御意見につきましては、先ほどの冒頭と同様でございますが、日本においてどのように5Gを展開すべきか、普及させるべきか、これは本WGの主たる目的ではありません、といった考え方とさせていただきます。

2点目につきましては、端末代金の値引きといった利益の提供については、これまで事業者の自由な事業活動を基本としてきたものと承知しておりますけれど、その結果として、利用者からは同じプランでも購入する端末によって通信料金が異なる、もしくは、その割引が特定の端末の利用者に限定されるといったことで、不公平が生じている。もしくは、端末代金実質0円というような表示は、何に幾ら支払っているか理解しにくい、こういった指摘があったものと承知しています。こうした指摘も踏まえて、通信、端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになることを期待して、2019年3月に改正法案が国会に提出され、全会一致で成立し、同年9月に施行したものと承知しています。それから、2年がたとうとしており、本WGにおいて検証を行った結果、改正法が目指した結果が一定程度表れつつあると認められる、その一方で、既往契約など、改正法が目指した公正環境の実現にはなお解決すべき課題が少なからず残っていると考えています。このため、引き続き事業法に基づく規律を維持し、形式的な条件面のみならず実態的な面でもその趣旨の徹底を図りつつ、モバイル市場全体として検証を継続する必要があると考えます、とさせていただきます。

最後の点につきましては、利用者にとって通信料金と端末代金、双方を含む総所有コストが重要との御意見につきまして、先ほど述べました改正法の趣旨、または利用者からのこれまでの御指摘、もしくは今般の意見募集において通信と端末代金の分離の徹底を求める複数の声が寄せられていることを十分に踏まえる必要があると考えます、とさせていただきます。

続いて、意見2-39、全相協様からでございます。5Gを強調して販売したにもかかわらず、契約してみたら提供エリア外だったといったような相談が入っているという御意見でございます。全体としては参考として承りながら、関係事業者において、御意見も踏まえて適切な対応を取ることが必要と考える、とさせていただきます。

意見2-40、こちら全相協様からでございます。中古端末の流通をより活性化させるために、消費者の不安を払拭する対策を進めていただきたい、分かりやすい説明をしていただきたいという御意見でございます。考え方といたしまして、関係者においてまずは

適切に対応すべきということに加えて、総務省においても、ポータルサイトにおける情報発信を強化するなど、正確な情報発信を継続して行うべきであると考え、とさせていただきます。

続いて、意見2-41でございます。クアルコム様からでございます。5Gについて早期普及は重要な政策課題であるとの指摘に強く賛同ということでございますので、考え方といたしましては、基本的に本報告書案への賛同の御意見として承る、とさせていただきます。

続きまして、意見2-42でございます。こちらもクアルコム様からでございます。ミリ波5Gの端末やユーザー機器の普及促進のためのさらなる支援施策を御検討いただくようお願いをいただいております。考え方といたしまして、同様でございますが、ミリ波対応端末に対する支援、利用者がミリ波対応端末を選択することを促す施策、こういった検討は本WGの主たる目的ではありません、とさせていただきます。

続きまして、2-43、こちらもクアルコム様からです。ミリ波対応端末につきまして、支援施策の要否など、今後WGで検証することが想定される内容を具体的に記述いただきたいという御要望でございます。考え方といたしましては、同様でございますが、本WGの主たる目的ではないことから、こうした評価・検証を行う予定はありません、とさせていただきます。

続きまして、23ページに進みまして、第3章「モバイル市場等に係る課題」、まずは1つ目の「携帯電話の音声通話料金（特に従量制料金）」についての御意見と考え方に進ませていただきます。

意見3-1でございます。テレコムサービス協会様からです。接続メニューの追加や卸料金の見直し、こういったものは一過性のものとならないよう、制度的な枠組みの構築を図っていただくよう要望。例えば、卸協議の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割当ての際の審査項目とする等についても早期に検討を進めていただければと思いますという御意見をいただいております。考え方といたしましては、接続メニューの追加、卸料金の見直しが継続して行われるような制度的枠組みを構築することは必須である。別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要であると。仮に上記のような制度整備を進めたにもかかわらず、競争を通じて料金の低廉化サービスの多様化が期待できないようであれば、さらなる追加的な政策的・制度的対応について検討することも視野に入れることが必要になってくる、とさせていただきます。

続きまして、意見3-2でございます。ソフトバンク様からでございます。報告書案の記載、20円/30秒のまま高止まりしている、こちらの記載について、音声通話の小売料金は全体の1要素であることから、この部分のみを捉えて高止まりと評価することは適切ではないという御意見です。さらに、先ほども少しお話があった内外価格差調査に触れて、音声サービスを加味した場合であっても、高品質なネットワークを安価に享受可能な状況が既に一定程度存在していると考えますという御意見でございます。考え方としましては、まず内外価格差調査におきましては、一定の利用モデルに基づき比較しておるものでございまして、実際の国内利用者の多様なニーズに対して公正な競争を通じた多様かつ低廉な料金・サービスが提供される、これが必要なことだと考えておりますので、競争が機能していないと疑われる領域があるのであれば、こちらについては検証・分析を行うことが必要であるとする、とさせていただきます。また、MNO3社の音声通話料金、従量制料金につきましては、接続政策委員会における議論の中で、20円/30秒のまま10年以上も値下がりをしていない、競争が十分に機能していない可能性があるのではないかと指摘があったことを受けて、本WGにおいても検討を行ったものでございます。この結果、MNO3社が公正な競争条件という視点から見て非常に問題の大きな卸料金を維持してきたこと、またその結果、提供コストを大きく上回る20円/30秒という水準において長らく料金が硬直してきたことが明らかになったものとする。以上を踏まえれば、接続政策委員会の着眼点、指摘は正鵠を射ており、御指摘は当たらないと考えます、とさせていただきます。

意見3-3でございます。主婦連合会様からでございます。競争を通じた料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう制度的枠組みを構築してくださいということで、本報告書案では、速やかに、先ほど申し上げたような所要の制度整備を図ることが必要とする考え方を示しております。こういった制度整備が図られて、卸料金の引下げが進めば、携帯各社による料金の活性化につながることを期待されると考えます、とさせていただきます。

意見3-4でございます。オプテージ様からでございますが、意見3-1と同旨でございますので、考え方についても意見3-1に対する考え方とおりとさせていただきます。

続いて、意見3-5でございます。こちらはKDDI株式会社様からでございます。まずは、総務省においてMNOとMVNOを含めた音声通話市場の全体の競争状況を注視し

て、必要性を確認した上で所要の対応をすべき、過度な規制とならないように十分留意すべきという御意見です。また、報告書案において、さらなる追加的な政策的・制度的対応について検討する方向性について示されていますが、所要の制度整備の内容も未確定な段階ではこういったことを記載することは時期尚早と考えますという御意見です。さらに、利用者向け料金に対し、さらなる追加的な政策的対応について検討するということの必要性については相当に慎重な議論が必要と考えますという御意見でございます。考え方といたしましては、現行制度の下、これまで事業者間協議のみでは長年にわたって卸料金の引下げが進まず、結果として市場が硬直してきたこと、こういったことを踏まえれば、継続して接続メニューの見直し、卸料金の見直しが進むような制度的枠組みを構築することが必須と考えられます。音声通話サービスは、現在でも広く利用されている基本的なサービスであり、具体的な制度設計に当たって、別途専門的な検討を進めることが必要と考えております。その上で、これまで長きにわたり競争が阻害されてきた実態を踏まえれば、こうした制度整備を進めたにもかかわらず、競争を通じて料金の低廉化、サービスの多様化が期待できないようであれば、さらなる追加的な政策的対応についても検討することは必要になってくると考えられますので、その旨を現時点で記載することについて時期尚早とは考えていません、という考え方にさせていただいております。さらに、利用者向け料金につきまして、現在は公正な競争が機能するということを前提に、事業者が自身の戦略の中で決定することを原則としておりますが、こういった前提が成り立たないのであれば、利用者料金の高止まりを招くおそれも十分に想定されますので、利用者向け料金についての政策的・制度的な対応を含め、あらゆる選択肢について予断を持たずに検討する必要があると考えておりますとさせていただいております。

続きまして、意見3-6、楽天モバイル様からでございます。音声卸料金の提供に関して、具体的な要望があれば真摯に対応いたしますということを言わせていただいておりますので、考え方といたしましても、接続メニューの追加や卸料金の見直しが継続して行われるよう制度的な枠組みを構築することが必須です、とさせていただいているところでございます。

意見3-7でございます。相談員協会様からでございます。接続メニューや卸料金の見直しが進むような制度的枠組みの構築を希望いたしますという御意見をいただいております。考え方といたしましては、御指摘にあるような問題意識を踏まえて、本報告書案の第3章の1で御説明させていただいたことを示しているところでございます、とさせていただ

だいております。

続いて意見3-8、個人の方からでございます。接続料引下げの議論を進めるべきだと思いますという御意見でございますので、考え方といたしましても、接続メニューの追加や卸料金の見直しが続いて行われるような制度的枠組みを構築することが必須である、とさせていただいております。

ここでもう一度説明者を替わらせていただきます。

【相良料金サービス課課長補佐】　　続きまして、3-9以降、スイッチングコスト関係の意見、考え方を説明させていただければと思います。

3-9でございます。相談員協会様からでございますけれども、eSIMの推進につきまして、過去に通信事故が発生したことも挙げられまして、セキュリティーの確保の仕組みに重点を置いてほしいといった御意見をいただいております。こちらにつきましては、右側にありますとおり、今回、弊省で「eSIMサービスの促進に関するガイドライン」を策定してございますけれども、そちらにeSIMサービスの促進に当たり留意すべき事項として、現行のカード型SIMを用いるサービスと同等のセキュリティーを確保する等を規定してございますので、そういったところに触れさせていただいております。

意見3-10でございます。ソフトバンク様からでございます。SIMロック関係の御意見でございますけれども、SIMフリー端末が不正に購入された事例等に触れられまして、弊省で改正しましたSIMロックガイドラインの改正の際に示した考え方に対する御意見をいただいております。こちらにつきましては、背景を述べさせていただきますと、ソフトバンク様からSIMロックガイドライン改正の案の意見募集の際に、こうした不正行為の事例を挙げられまして、今後仮にこうした犯罪行為が多発するといった事象が発生した場合に、何らかの対策を緊急避難的な例外措置で認める等、実施してほしいといった御意見をいただいたものでして、こちらにつきましては、弊省から、例えば購入時の本人確認の徹底等の安全審査等を活用して、SIMロックと比べて利用者の権利や競争への制限効果がより低い代替的な手段をまずは最大限に活用することが求められるのではないかと。そうした前提で、SIMロックガイドラインにつきましては、そうした利用者の権利や競争への制限効果の低い犯罪防止対策まで禁止するものではなく、まずはそういったことを活用することが考えられるため、基本的にはガイドラインの見直しを行う必要はない、そうした考え方を示させていただいたものでございます。そちらにつきましては、やはりなお犯罪行為が、そうしたことを行っても多発する場合には、見直しを行う余地を残していた



だきたい、そういった御意見をいただいたものでございます。こちらにつきましては、右側にありますとおり、犯罪行為の多発等が問題となった場合に、適切な対策を検討する必要があることは理解できるとしつつ、その場合においても、やはりSIMロックと比べて利用者の権利や競争への制限効果がより低い方法によることを基本として検討が行われるべきものとする、そうしたことを示させていただくものでございます。

意見3-11、これもソフトバンク様からでございます。MNP手続のさらなる円滑化に向けて課題解決に向けて取り組むと表明いただいておりますので、賛同の御意見として承らせていただくものでございます。

意見3-12でございます。相談員協会様からでございます。キャリアメールの持ち運びにつきまして、利用者に混乱、誤解が生じるおそれもあるので、慎重に検討してほしいという御意見です。後段につきましては、希望者にだけ有償で提供する方法が良いのではないかと、全ての利用者に経済的負担をかけないための検討を願いたい、そういった御意見をいただいております。考え方ですが、前段の御意見につきましては、現在でも送受信ともに一定のニーズがありますので、これは実現することは適当ではないかということ。後段につきましては、コスト回収の在り方は、まずは事業者において自主的に判断すべきものでございますけれども、その際も利用者の利益を妨げる水準としないようにすることが適当ではないか、こうした考え方とさせていただいております。

3-13、テレコムサービス協会様からでございます。オンライン解約手続に関する御意見でございますけれども、提言をいただいております、受付をオンラインにしているのであれば、オンライン解約に対応すべきといったところにつきまして、MVNOには大小様々な規模の事業者がいるので、対応の時間的猶予の確保等、一定の配慮を願いたい、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、制度化に当たって、御指摘の点も踏まえて検討することが適当といった考え方とさせていただいております。

3-14でございます。楽天モバイル様からでございます。楽天モバイル様におきましては、オンライン解約に対応しているという記述につきまして、MNO事業を開始した当初から対応しているという旨、追記いただきたいという御意見をいただきましたので、こちらは事実関係ですので、このとおり追記をさせていただきます。

3-15でございます。楽天モバイル様からでございます。こちらオンライン解約手続が求められるという方向性に賛同の御意見ですので、そのとおり承っております。

3-16でございます。楽天モバイル様からでございます。こちらは、端末補償サービ

スにつきまして、報告書案で指摘いただきましたとおり、事業者乗換え時の制約になり得るといった点、回線契約条件の撤廃等について、可能な限り早期に実施されるべきと考えられるという御意見をいただいておりますので、賛同の御意見として承っております。

3-17でございます。以降、端末の機能制限関係の御意見でございますけれども、全相協様から、SIMロック解除が進む中、利用可能な周波数帯を限定した端末を販売するというのが乗換えを阻害する要因なのではないかということ、メーカーにおいて各周波数帯に対応する端末を製造する方向に転換していただきたい、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、報告書案でも提言いただいておりますとおり、端末の対応周波数帯等につきまして、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、総務省において状況を注視していくことが適当、こういった考え方とさせていただいております。

3-18、テレコムサービス協会様、オプテージ様からですね。後段、今いただいた端末の対応周波数帯の意見に関するものと同様でございますが、前段で、タブレット、ウェアラブル端末も含めた端末の仕様がスイッチングコストになっていないか等、引き続き注視いただきたい、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、右側、考え方中段のとおり、SIMロックガイドラインのほうで、SIMロック以外の端末に設定された機能制限につきましても、事業者においてこのガイドラインに準じて対応することを求めてございまして、それにも触れつつ、事業者のほうで自主的に点検を行って、必要があれば是正を図るということが適当ということを述べさせていただいております。

3-19でございます。楽天モバイル様からでございますけれども、端末の対応周波数帯等につきまして、状況を注視するという方向に賛同いただきつつ、後段で、一定のシェアを有する端末製造者に対して、周波数帯域やデータ通信・音声通信機能等について、全てのMNOに対応するように義務づけるべきではないか、こういった御意見をいただいておりますので、考え方としましては、まずはこういったところにつきまして状況を注視といった返し方とさせていただいております。

3-20でございます。個人の方からでございますけれども、端末の対応周波数帯がキャリアに特化した状況で販売されているものに触れて、SIMロックを禁止しても意味合いが薄れてしまうのではないかということ。それから、3-21につきましても、端末自体の対応Bandについて議論していくべきではないか、こういった御意見をいただいておりますので、こちらでも端末の対応周波数帯等について、状況を注視していくというこ

とを返させていただくものでございます。

3-22でございます。他サービスとのセット販売割引に関する御意見でございます。テレコムサービス協会様から、こうしたセット販売による割引が過度な囲い込みにつながっていないかということについて注視して、速やかに是正に向けた取組を行ってほしいといった要望をいただいておりますので、考え方としましては、こうしたところにつきまして、総務省において、過度な囲い込み効果を有するものがないか、引き続き状況を注視していく必要があるといったことを述べさせていただくものでございます。

3-23でございます。オプテージ様からでございます。こちらは、こういったものが囲い込みにつながっていないかというところを見ていくことについて、賛同の御意見いただいておりますので、そのとおり承っております。

3-24でございます。KDDI様からでございますけれども、こちらにつきましては、報告書案で、総務省においてセット販売による割引について、囲い込み効果を有するものがないか、注視していくべきと記載していたところにつきまして、過去の議論を踏まえて、「過度な」というところを追記すべきではないか、こういった御意見をいただいたものでございます。こちらの指摘の趣旨はそのとおりかと思っておりますので、指摘を踏まえて、報告書案の記載を見直してございます。

3-25でございます。テレコムサービス協会様からでございます。オンライン手続の24時間受付対応につきまして、これもまたMVNO、大小様々な事業者がいるので、一定の配慮をいただきたい、こういった御意見があったものでございます。こちらにつきましても、措置の検討に当たって、総務省において適切に考慮することが適当、こうした返し方とさせていただいております。

3-26、楽天モバイル様からでございます。noindexタグの設定があったことに触れられまして、ガイドライン整備での禁止のほかに、メディアに情報提供をして事業者における自主的な取組を促してはどうか、こういった御意見をいただいておりますので、こちらは参考として承らせていただくという形とさせていただいております。

3-27でございます。こちら楽天モバイル様からでございますけれども、オンライン手続の24時間化を求めていく方向性に賛同といった御意見をいただいておりますので、こちら賛同の御意見として承っております。

3-28、「今後の課題」に関するところにつきまして、オプテージ様から、今後こういったスイッチングコストの解消を進めていくという方向性に賛同いただいております。

ので、賛同として承っております。

3-29、楽天モバイル様からでございます。こちらはSIMロックに関しまして、海外の事例にも触れられまして、一定期間経過後は自動的に解除するような形としてはどうか、こういった御意見をいただいたものと認識しております。こちらにつきましては、右側にありますとおり、今回、「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」での提言を踏まえて、総務省においてガイドラインの改正を行ったものと承知しているのですが、当面はその内容に沿った対応が取られることが適当ではないか、こうした考え方を示させていただくものでございます。

3-30、こちらも楽天モバイル様でございます。スイッチングコストの引下げを通じた公正な競争環境の整備を進めていくという方向性に賛同ということですので、賛同として承っております。

では、続きまして、3の「その他の課題」というところ、1の「販売代理店の在り方」に関する意見、考え方に進ませさせていただきます。

こちらにつきましては、覆面調査で発覚しました端末単体販売拒否が行われるような要因として、事業者と代理店との間の手数料・奨励金体系等の設定があるのではないかと、そういったことを述べた部分でございますけれども、まず、3-31、NTTドコモ様からでございます。本文で、不適切なものについて、ガイドライン等で違反類型として明確化すべき、そういったところを書いておりますところ、まず、手数料の評価基準等というのは、民間企業間の契約に基づいて設定をしているものであるもので、基本的には営業の自由として保護、尊重いただきたいということ。2段目が、法令違反を助長し得るという指摘の点については、そのとおりであるものの、過度な規制については、ビジネス活動の萎縮につながるのでは、最低限の規制としてはほしいということ。後段、こうした手数料・奨励金体系等、違反類型として特定していくような際には、手数料の設定それ自体で判断するのではなく、法令違反行為との相当因果関係が認められる場合に限るなど、要件を絞って整理すべきではないか、そういった御意見をいただいております。右側、考え方でございますけれども、こうした手数料・奨励金体系等は民間企業間の契約に基づき設置されるものというのはそもそもでありつつ、その内容によってはやはり事業法第27条の3違反などを助長し得ることから、今回指摘いただきましたとおり、ガイドライン等で明確な違反類型等として特定するなどの対応が必要なのではないかということ。後段につきましては、要件の考え方、業務改善命令の対象となるかどうかにつきましては、これ

は個別の事案に応じて判断するものであると、そういった考え方を述べさせていただくものでございます。

意見3-32でございます。こちらもNTTドコモ様からでございますけれども、こういった手数料の評価基準等につきまして、継続的な確認を行っていくということにつきまして、実際にこういったところを評価する場合には、客観的に多方面から分析・検証が必要という御意見をいただいております。後段、「例えば」というところで、通常の商慣習に照らして不当であるか、あとは、末尾、法令違反が現に発生しているか等の考慮が必要と考えると、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、右側考え方の1段目のところ、確認の際には多角的な視点が必要であると考えているということ。2段目ですけれども、例示のあったところで、通常の商慣習との関係というところにつきましては、今回、報告書案の「むすび」において提言いただいておりますとおり、電気通信事業は高い公共性を有していることから、一般法令で求められるものにとどまらない高い公共性が求められている、そういったところに触れさせていただくものでございます。最後、現に法令違反が発生しているかというところにつきましては、業務改善命令というものが「おそれがあるとき」に発動するものであるもので、現に法令違反が発生していなくとも、不適切なものは前もって是正するべきものとする。こうしたところを示させていただくものでございます。

3-33でございます。全相協様からでございますけれども、高齢者の方々が店頭で不要な契約を結ばされるケースなどを挙げられまして、こうした法令違反を助長するような手数料・奨励金体系等について、ガイドラインで違反類型として特定するなどして、是正に向けて取組を推進いただきたい、こういった御意見をいただいておりますので、賛同の御意見として承っております。

意見3-34でございます。ソフトバンク様からでございます。前段、代理店との適切な関係性構築維持に努めてまいり、そういった表明をいただいておりますが、中段、こうしたところ、そもそも事業者と代理店の間では消費者保護の側面にも配慮の上各種契約を交わしている、一般的な商慣習行為の範囲で交わしているということを表明いただいて、こうしたところに行政が介入するときには、消費者利益を損なうなどのケースにとどめて、原則は民衆の自由な商業行為に委ねていただきたい、こういった表明をいただいております。こちらにつきましては、右側考え方のとおり、今回御指摘を賜りましたように、販売代理店に対する手数料体系、評価制度であっても、それが適正かつ合理的でなく、法令

違反を助長し得るような形で設定されている場合には、やはり業務改善命令の対象となり得るということを述べさせていただいております。こうした観点から、総務省において、手数料の評価指標等が不当なものとなっていないかを継続的に確認することが適当であるということ。その際に、これはソフトバンク様から御意見いただきましたとおり、偏りのない公平な評価をすべきとの指摘の点も踏まえて対応することが適当である、そういった考え方を示させていただいております。

3-35でございます。楽天モバイル様からでございますけれども、こういった手数料・奨励金体系等について、ガイドライン等において明確な違反類型として特定する場合には、公開の場において議論いただきたい、こういった御意見をいただいております。こちらにつきましては、右側にありますとおり、まさに本報告書案で2つほど示しておりますのは、この競争WGという公開の場での議論を経た上で特定したものであるということ。今後、新たなものを類型として特定する場合には、御指摘を踏まえて適切に対応することが適当、そうした考え方を示させていただくものでございます。

意見3-36でございます。相談員協会様からでございますけれども、そもそも事業者が代理店に対して取扱機種や台数を制限する必要があるのか、今後検討していただきたい、そういった御意見をいただいておりますので、参考として承らせていただくものでございます。

では、また、ここで説明者を替わらせていただきます。

【永井料金サービス課課長補佐】　　続きまして、「3. その他の課題（2）固定通信市場に係る課題」について説明いたします。

意見3-37、NTT東西様からでございます。期間拘束割引における解約金不要期間の通知や無料解約期間の見直しについては対応、今後もより使いやすいサービスを目指すという意見でございますが、こちらにつきましては、昨年12月に改定いたしました「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に適合した措置を実施するだけにとどまらず、利用者が当該措置を理解し、実際にその恩恵を享受できるよう、事業者においては利用者に対する分かりやすい説明を行うことが適当とさせていただいております。

続きまして、意見3-38、こちらNTT東西様からでございます。事業者間連携による工事の削減に関しまして、引込線転用については、今年の9月までに具体的な運用方法を取りまとめた上で、必要なシステム改修を行った後に実現する考えという意見でございます。こちらにつきましては、事業者間連携による工事の削減は、工事費の低廉化、工

事期間の短縮といった観点から、利用者の利便の向上に資するものであり、関係事業者においては、早期かつ最小限のコストでの実現に向けて、検討を進めることが適当と整理させていただきます。

続きまして、意見3-39でございます。こちらもNTT東西様からです。引込線転用につきまして、関係6社で協議したスキームを他の光コラボ事業者へ照会し、意見を運用スキームに反映する考えであるということ。また、他の自己設置事業者が設置した引込線・屋内配線や集合住宅における屋内配線等についても利用者の負担軽減に向けた協議を必要に応じて進めていく考えであるという意見でございます。考え方でございますが、当初から議論をしている5社以外の事業者も早期に協議に参加できるよう対応することが適切とさせていただきます。また、現在の協議で検討されているスキームといたしましては、自己設置事業者、集合住宅というものは対象になっておりませんが、これらを含めた協議につきましては、総務省及び関係事業者においてまずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適当ということで整理させていただきます。

続きまして、意見3-40、ソネット様からの意見でございます。事業者間連携による工事の削減に賛同して、当社も協議に参加ということ。また、集合住宅に対象範囲を拡大することが重要であるという意見でございます。前段部分につきまして、現在参加している事業者以外の事業者も早期に協議に参加できるよう対応することが適切ということ。また、ソネット様の参加を受けまして、報告書案にソネット様が参画して6社となったという点で一部修正いたしますということで、この点、修正ありとさせていただきます。また、集合住宅についてですが、こちらにつきましては、先ほどの意見と同様、総務省及び関係事業者においてまずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適当と整理させていただきます。

続きまして、意見3-41、こちらもソネット様からでございます。屋内配線の標準設備化については、スイッチングの観点から有効であるという意見でございますが、こちらにつきましても、総務省及び関係事業者においてまずは課題の整理、対応の可能性について検討することが適当とさせていただきます。

続きまして、意見3-42でございます。こちら、全相協様からでございます。幾つか論点ございますが、光回線設備の共有化について、ぜひ検討を進めてほしいということ。契約の拘束期間は最大24か月以内にしてほしいということ。違約金上限を1か月の利用料とする案に賛成ということ。ルータ代金についても工事費に準じるものとして規制の適

用を検討いただきたいという、このような意見でございます。まず1点目の光回線設備の共有化につきましては、こちら、工事の削減ということにつきまして、事業者間連携を行うことにより、早期の実現に向けて検討を進めることが適当。また、総務省においては実現の早期化を促していくことが適当としており、この点について賛同の御意見として承るとさせていただきます。2点目、契約拘束期間につきましては、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」において示されているとおり、消費者保護の観点からは24か月以内ということが望ましいと考える一方で、ビジネスモデルの自由度という観点も十分に配慮して、電気通信事業者による多様なサービスを促進しつつも利用者利益を不当に阻害しない拘束期間の上限について定める必要があるということで整理させていただきます。また、3点目、違約金上限につきましては、こちらは同報告書への賛同の御意見と承りますということで整理させていただきます。4点目でございますが、御指摘のGPS付据え置きWi-Fiルータの代金につきましては、利用者への拘束という観点からは、工事費と同一視できるものとして、指針による規律の対象として承知していると整理させていただきます。最後、御意見中の「具体的には」以下で指摘されている点につきましては、総務省において事実関係の確認を進め、必要に応じ、対応を検討することが適当と整理させていただきます。

続きまして、意見3-43でございます。こちら、ソフトバンク様からの意見でございます。撤去工事費につきましては、上限額を定めるなど、一定のルールが必要であるということ。また、引込線転用の協議につきましては、自己設置事業者を含めた検討を開始すべく、総務省にて早急に働きかけを行っていただくことを要望しますという意見でございます。まず1点目の撤去工事費につきましては、こちら「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」に示されているとおり、スイッチング円滑化の観点を踏まえて求められる合理的な範囲をルール化することが適当と考えますと整理させていただきます。また、事業者間連携による工事の削減に関しましては、自己設置事業者の導入を見越して議論することにつきましては、まずは協議参加事業者において検討すべきということ、その上で、総務省及び関係事業者において課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適当とさせていただきます。

続きまして、意見3-44です。オプテージ様からの意見でございます。NTT東西と仕様の異なる自己設置事業者を含めた事業者間連携については、慎重な検討が必要という意見でございます。こちらにつきましても、総務省及び関係事業者においてまずは課題の



整理を行い、対応の可能性について検討することが適当とさせていただきます。

続きまして、意見3-45、KDDI様からでございます。集合住宅の屋内配線の標準設備化について、競争促進につながることから賛同ということでございますが、こちらにつきましても、報告書案にありますとおり、本件につきましても、総務省及び関係事業者においてまずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適切と整理させていただきます。

続きまして、意見3-46でございます。楽天モバイル様からでございます。工事の削減について賛同ということ。また、自己設置事業者、集合住宅等も含めて協議を実施することが不可欠であるという意見でございますが、工事の削減につきましては、賛同の御意見ということ。また、自己設置事業者を含めること、屋内配線の標準化ということにつきましては、総務省、関係事業者においてはまずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適当とさせていただきます。

続きまして、3-47、個人の方からでございます。こちらも工事の削減につきまして、戸建てだけではなく、集合住宅や自己設置事業者も含めて早期に進めるべきという意見でございますが、こちらにつきましても、同様の形で考え方を整理させていただきます。

最後、3-48でございます。こちらも個人の方でございますが、固定Wi-Fiルータの期間拘束契約について、規制を検討してほしいという意見でございますが、こちらにつきましても、先ほどの全相協様からの意見にございましたとおり、GPS付据え置き型Wi-Fiルータの代金につきまして、利用者の拘束という観点から、工事費と同一視できるものとして、指針による規律の対象としているものと承知しているということ。具体的なケースにつきましては、総務省において、事実関係の確認を進め、必要に応じ、対応を検討することが適当とさせていただきます。

担当者を替わらせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 続いて、「第4章 むすび」についての御意見と考え方について説明させていただきます。

意見4-1、テレコムサービス協会様からでございます。MNOとMVNOとの間のイコールフットィング確保が必要不可欠であり、仮に問題が生じていることが確認されたときは速やかにその問題の解決に向けた対応いただくことを要望との御意見。考え方といたしましては、イコールフットィングの確保については、総務省において引き続き注視し、

必要に応じて対応を検討することが適当とさせていただきます。

続いて意見4-2、ソフトバンク様からでございます。一般的な商慣習の範疇を超えて、これまで顧客本位の考えに反し企業側の営利のみを追求しているといった事実がございます、事業者、特にMNOがこれまで価値の訴求による競争をないがしろにしてきたかのような記載は、中立性を欠く一方的な記載であると考えますという御意見をいただいております。報告書案のむすびで記載してございます、価値の訴求による競争を積極的に行うことを求めたいという記載についての御意見でございます、考え方といたしましては、むすびにも記載させていただいたとおり、電気通信事業は高い公共性を有していることから、価値の訴求による競争を積極的に行うことを求めたいとしておりますが、これはMNOのみならず、MVNOも含めた全ての電気通信事業者に対して期待するメッセージとして記載しているものでございます。これはいわば囲い込みによる競争から脱却し、価値の訴求による競争をこれまで以上に積極的に行うことを求めているものでございまして、これまで各社が価値創造をないがしろにしてきたと難じている趣旨ではありません。改めて全ての電気通信事業者に対して、より高い公共性を踏まえた取組を期待したいと思います、とさせていただきます。さらに今回の意見募集に対しても、消費者団体の方をはじめ、様々な御意見が寄せられておりますので、総務省や本WGにおける議論や指摘を待たず、事業者の方々には自主的かつ継続的に改善に取り組んでいただくことを期待いたしますとさせていただきます。

続いて意見4-3、オプテージ様からでございますが、意見4-1と同旨でございますので、考え方は意見4-1に対する考え方のおりとさせていただきます。

続いて意見4-4、楽天モバイル様からでございます。公共性を意識しながら、利用者の生活がより一層便利で快適になるよう努めてまいりますという御意見でございますので、考え方としては、参考として承らせていただいております。

意見4-5でございます。相談員協会様からです。先ほど申し上げた価値の訴求による競争を積極的に行うことを求めたい、この記載に対して、本当にこうあってほしいと願いますという御意見でございますので、考え方といたしましては、賛同の御意見として承る、とさせていただきます。

続きます、「その他」ということでいただいた御意見、考え方について説明させていただきます。

まず、意見5-1、主婦連合会様からでございます。契約変更の際に新規の契約内容が

分かりやすく比較的手続が複雑にならないようにしてくださいという御意見です。考え方といたしましては、いただいた御意見について、関係事業者において適切に対応すべき、とさせていただきます。

意見5-2でございます。同じく主婦連合会様から。片仮名で分かりにくい用語は分かりやすい言葉にしてほしい、セット販売における解約について、囲い込み等、乗換えの障害となることがないように課題を整理して対応してほしいという御意見でございますので、考え方としては、参考として承らせていただいております。

意見5-3、個人の方からでございます。SIMロック解除の前にeKYCを要求することを禁止してほしいと。SIMロックを勝手に解除されても、ユーザーにはデメリットがないわけだから、単にIMEIを入力するだけで解除できるように義務化してほしいという御要望でございます。考え方といたしましては、「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」での提言を踏まえてガイドラインの改正を行ったところでございますので、当面はその内容に沿った対応を取られることが適当であるとする、とさせていただきます。

意見5-4でございます。個人の方からいただいております。3点、テレビ局など無線免許人の電波利用料負担額を減らす、NHKの受信料も携帯料金として徴収する、アンドロイドとアップルの2社から費用負担を求めてもよいのではないか、マイナンバーを使った契約を推進すべきといった御意見でございます。考え方として、参考として承ります、とさせていただきます。

続いて意見5-5も個人の方からいただいているものでございます。SIMフリーの端末、トラブルがあった際に問合せが受け付けられない、SIMカードの返却の義務化についての御意見、また、外国人が入国する際に技術基準適合証明のない端末を届出なしで90日間は使用が認められる、こういった制度に対する御意見でございます。考え方といたしましては、全体として参考として承ります、ということと、あとは、御指摘、御意見いただいた制度についての趣旨を記載させていただきます。

意見5-6、個人の方からでございます。クレジットカード決済しか認められない場合に不利益があるので、支払い方法の多様化を義務づけるべきであるという御意見。考え方は、参考として承ります、とさせていただきます。

意見5-7でございます。電気通信事業法の第121条で電気通信役務の提供を拒んではならないとありますが、大手キャリアには独自の審査基準を設けて、契約を拒否する場

合もあるという御意見でございます。考え方としては、参考として承りますということと、御指摘いただいた第121条第1項についての考え方を記載させていただいております。

続きまして、意見5-8でございます。個人の方からいただいております。MNOの基本料金を月1,500円あるいはそれ以下に抑えていただきたいという御要望。考え方といたしましては、参考として承ります、続いて携帯電話の料金については、事業者間の競争を通じて、利用者にとって低廉で分かりやすく納得感のあるものが提供されることが適当と考えられます、とさせていただいております。

資料1の説明については、以上とさせていただきます。

続きまして、資料2をお開きいただけますでしょうか。こちらは報告書案でございまして、パブリックコメントを募集してから、今まで資料1に沿って御説明させていただいた4か所について、パブリックコメントを受けて修正をさせていただいているところがございます。25ページ、108ページ、120ページ、及び129、132ページに、緑色のマーカーを引かせていただいております。

そのほか、パブリックコメント募集以降、例えば、総務省においてSIMロックガイドラインが改正された、もしくはeSIMガイドラインが策定されたといった事情の変更、または、電気通信事業者の方々におかれて、新しいサービスを発表されたり、提供を開始されたりといった事情の変更を受けて内容を更新させていただいている箇所がございます。こちらについて、個別の説明は割愛させていただければと考えております。

事務局からの説明は以上になります。ありがとうございました。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。非常に多岐にわたる御質問、御意見に対して、しっかりと考え方を返していただいていると、返すことになっているということの説明をいただきました。

それでは、この説明につきまして、御質問のある方、あるいはコメントのある方は御発言をお願いいたします。チャット欄で御合図いただければと思います。

それでは、大谷さん、どうぞ御発言をお願いいたします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。事務局におかれましては、たくさんの御意見に対するコメントの案をありがとうございました。このやり取りによって、よりこの報告書案の趣旨といったものが伝わりやすく整理されたものと思います。若干感想めいたことになってしまいますけれども、コメントさせていただきたいと思います。

まず簡単などころからいきますと、固定の引込線転用についての工事削減について、3

ー38のところですが、工事削減に向けての事業者間協議が進められたこと、大変喜ばしいことだと思っております。各事業者の御協力のもとで課題解決に向けて進んでいるということ。この報告書案というか、ワーキンググループで検討したかいたったと感じているところです。

もう一つ、少し遡りますけれども、3-32のところでございます。これは販売代理店の手数料体系などについてですね。通常の商慣習では認められているようなことを販売代理店との間でも行っているという御主張が事業者様のほうからありましたけれども、これ、報告書案の中にも、携帯電話についての、モバイル市場についての特別な公共性について言及していただいておりますので、それに若干付け加えるのであれば、利用者とそれから事業者との間の知識の格差、情報格差というのが非常に大きいために、通常の商慣習で許容されている範囲を超えて、消費者にとって不利益に働きやすいというところがやはり特筆すべき点ではないかと思っております。

それから、通常であれば、法令を遵守して適正な営業努力をしたとすれば、販売代理店の事業を継続しがたい状況というのはなかなか通常のビジネス領域では起こりにくいわけですが、現に様々な調査の結果として、消費者の適合性に配慮せず、高額のプランに誘導するとか、そういったことをしないと販売代理店の事業が成り立たないというような、それが本当に事実かどうかというのは確認が必要だとしても、こういったことは他のビジネス領域では生じていないか、あるとしても非常にまれで構造的なものにまではなっていないという、そういった違いがあるものと思いますので、事業者様のほうからいただいている指摘事項については取り入れた上で、やはりこの点については十分な検討を今後とも続けていく必要がある事項だと思っております。

少々長いコメントになりましたが、以上でございます。

**【新美主査】** ポイントを突いたコメントをいただきまして、ありがとうございます。

では、続きまして、北さん、御発言をお願いします。

**【北構成員】** 野村総研の北でございます。パブコメ返し及び報告書案の修正に関しましては、異論ございませんので、その上で3点コメントしたいと思っております。

1点目ですが、端末の値引き規制について、いただいた御意見を読むと、どうも端末値引きは2万円が上限だと思われる節があります。各社、既に端末購入サポートプログラムによる利益の提供も、白ロム販売を条件とすれば、2万円の枠外となっていますし、白ロム販売を条件とした端末値引きも常態化してしまっていて、例えば販売価格5万7,000

0円の第2世代のiPhone SEが週末になれば今一括1円で買えるんですよ。だから5万7,000円の端末購入補助がついています。在日米国商工会議所さん、クアルコムさんも含めて、業界関係者でさえ2万円以上値引けないと勘違いしている人が多いと思いますので、この点、広く知らせるべきだと思いますか、理解を促進していければいいと思います。

2点目、3Gのマイグレーションについて、イオンモバイルさんからMVNOを踏み台とした3G端末の不適切なマイグレが行われているという話がありました。私もこのような事案があることを確認しております。販売代理店さんにとって、3Gマイグレ件数が代理店評価指標の1つになっているということは分かるのですが、適切な3Gマイグレなのかどうかのチェックをより厳格に行っていただきたいと思います。

また、KDDIさんの3Gマイグレの期限が迫ってきている中で、マイグレに関しては、端末の価格以下の端末購入補助まで可能ということで、非常に安く端末がもらえちゃうわけですよね。シニアのマイグレ客に対して、らくらくスマートフォンを勧めることが圧倒的に多いとは聞いていますが、中には、どうせ変えるなら安くなるからといって、5Gの高機能端末を勧奨するケースが散見されています。この売り方は安く買えるという意味では、消費者利益にかなうという見方もできなくはないですが、十分使いこなせないであろう過大な端末を販売するということでありますし、また、端末購入補助金はほかの利用者の通信料金から回収されるという意味では適切ではない、顧客本位ではないと私は思います。

ただ、どこまでが適切で、どこからが不適切なのか、どこまでが顧客本位で、どこからが顧客本位じゃないのか、この線引きは非常に難しいんですが、先ほど大谷先生も言及されましたように、通信業界と並んで、事業者と利用者間の情報の非対称性が強い金融業界では、一足先、2017年に「顧客本位の業務運営」に金融庁がかじを切りました。これを参考として、通信業界も、電気通信事業法やガイドライン、そういうものを外形的に遵守する、プラス、潜脱的な販売手法を必死に探す、そういったことに腐心するのではなく、その趣旨や精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにどういう行動を取るべきかを自ら適切に判断することを事業者に求めていきたい。つまり、顧客本位の通信サービスの提供を競い合って、よりよい取組を行う者が顧客から選択される業界にシフトしていただきたいと思います。

すいません、長くなりました。3点目、キャリアメールの持ち運びについてですが、事

業者さんとしてはアンウィリングリーに対応するわけであって、システムの改修にそれなりのコストがかかります。事業者さんとしては、当然そのコストを利用者から回収しなければなりません。それなりの料金水準になるのではないのでしょうか。しかし、総務省は、利用者の利益を妨げる水準とならないようにせよと事業者に迫っているわけで、結果としてどうなのかというと、キャリアが赤字をかぶります。あるいはその赤字分というのは他の利用者が負担することになりますので、これから具体的な話が進んでいくと思いますが、総務省さんと事業者さんとの間の交渉を、ぜひ透明化していただきたいと思います。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。3点、いずれも大事な点についてのコメントだと思います。特に第1点のところは、おっしゃるとおり、なかなか本来の趣旨が伝わっていないとか、どういう規制があるのかというのは伝わっていないので、この辺は総務省のほうとしてもきちんと分かるようにしていく努力が必要だろうと思います。

それでは、続きまして、相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【相田主査代理】** 相田でございます。本日、ちょっと別の会議があった関係で遅くなりまして、失礼いたしました。

今回の意見募集のパブコメ返しに関しまして、基本的に今までの流れに沿ったものと理解しております。

2点ほどコメントさせていただきますと、まず意見5-2のところでしたっけ、用語がということがございまして、ほかの報告書なんかでは用語解説のようなものをつけたケースというのがあったように記憶しておりますので、今回もしよろしければそういうものを検討されてはいかがかなと思います。

それから、もう1点につきましては、幾つかの御意見の中で事例というものが挙げられていて、例えば3-42のところではその事例についてちゃんと総務省で調べなさいというようなことが書かれているんですけども、例えば意見3-9のところ、令和元年にMVNOのデータ通信SIMで3万人以上の通信事故が発生したということが書かれているんですけども、恐らくこれはクラウドSIMという別物ではないかなと思いますので、個々の意見に関して内容を確認するってあまり適切ではないかもしれませんが、これが直接eSIMに関係しないようなものであるのであれば、その旨、挙げられた事例については直接eSIMとは関係ないものと思われましてというようなことをつけてあげたほうが親切かなと思います。

同じようなことは、次の意見3-10のほうにもございまして、本年5月に転売目的でSIMフリー端末が不正に購入されたというような例が挙げられていますけども、これはSIMロックがかかっていたらこういうことは起きなかったかということ、多分そうではないですし、ここの全体の論調として、SIMフリーにすると、転売価格が高くなるので犯罪行為を助長するんじゃないかということですけど、それは裏返して言うと、SIMロックのかかった価値の低いものを同じ値段で売っているということの問題でもあるので、こちら辺、何かコメントしてもいいかなと思ったんですけども、この件については特に付け加えるほどではないかなというふうにも思います。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。第1点の解説つけたらどうかというのは、事務局のほうで御検討いただくということにしたいと思います。また、事例について全部調べるのは難しいかもしれませんが、少なくとも総務省でこれを是認したということのないような表現ぶりとしてはしておく必要があるかと思えます。

どうもコメントありがとうございます。

続いて、全相協の西村さん、御発言をお願いします。

**【西村（真）構成員】** 全相協の西村です。ありがとうございます。先ほど相田先生がおっしゃっていた3-42でちょっと長々とした事例を掲げさせていただきましたが、GPS付据置き型Wi-Fiという、かなり特殊なサービスについて、我々相談員も、これがモバイルなのか、固定通信、固定ブロードバンドなのか、悩むことが多いので、ちょっと長々と掲げさせていただいた経緯があります。

競争ルールは、やはりモバイルと固定ブロードバンドを分けて考えることが多いので、このようなちょっとユニークな商品の扱いというのは、逆に時間をかけて分かりやすくちゃんと問題がなくなっているかというのを見極めていく必要があるように思っています。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。今相田さんとそれから西村さんの発言について何か事務局のほうでコメントございますでしょうか。

**【川野料金サービス課長】** お答えします。料金サービス課長の川野でございます。相田先生の、個別のケースでもう少し説明を詳しくした説明を親切に加えたほうがいいのではないかというところは、可能な限り行いたいと思います。

また、西村先生のGPS付据置きWi-Fiの件、こちらもおっしゃるとおり、ちょっ



とユニークな件ということでございまして、考え方に示しているとおり、こちらも昨年改正した共同ガイドラインの規律の対象になるという整理はしておるんですけども、何かやはり消費者の方のほうでトラブルがあるようであれば、ここはしっかりと確認をする必要があるかなと考えております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。委員の先生方が発言されたことに全て同意だなと思って伺っていたんですが、その中で特に北さんがおっしゃった、まずキャリアメールのシステム改修を誰が負担していくことになるのかというのは非常に大きな課題だと思っています。事業者間での調整というか、事業者の皆さんがお考えになることということになってしまっていますけれども、やはりそこは本当に透明性を持ってどういう議論になっているのかというのは見せていただきたいし、全くそういうものを必要としていない人のほうが多分人数的には圧倒的に多いと思いますので、その負担をそういう方たちに負担させるというのは非常に問題だと考えていますので、毎回申し上げますけれども、この件は強調したいなと思いました。

それからもう一つ、大谷さんや北さんからのお話があった生保業界の様々な、歴史的にも、金融庁の指導のもと、非常に大きく体制が変わったところには学ぶべきところがあると思いますし、私も結構長い間そういう現場に参加させていただいて、非常に細かいところまで消費者側の目を、ちゃんと意見を言わせていただけるという場も各社つくっておられたというか、今もおられると思いますので、そういうことも含めて、電気通信事業者、特にMNOの皆さんにはそれは頑張ってそういう体制もつくっていただきたいなと思っています。

以上です。

【新美主査】 コメントありがとうございます。それでは、大橋さん、御発言をお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。まず、今回、コメントをかなり出していただいたこと、また事務局においては、丁寧に御対応いただいたということで、大変感謝申し上げます。

まず、意見の3-5が典型だと思いますけど、音声通話市場に関して、今回報告書案で

しっかり対応していただいたということは1つ大きな成果としてあるのかなと思います。意見の3-5で、市場画定を行って、市場競争を正確に捉えることが必要だというふうな御意見いただいていて、確かに市場画定をずっとやってきた中で、今回これが見つけられなかったというのはひとつ反省としてあるかなと思っています。

この点については、今後、どうやって競争評価をやっていくのかという点にもしっかり考えをいたしていかなくちゃいけないかなと思っています。

2点目は、今回周波数の話もいただいているわけですが、周波数の配分というのは、配分を公平にするのではなくて、市場競争を活性化させるため、あるいは促進させるためにどのような手段があるのかというふうな観点で考えるべきだなと思っています。そういう観点から、ある意味、今回周波数の審査の考え方というのもしっかり位置づけていただければかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

**【新美主査】** コメントありがとうございます。音声通話の件についてのコメント、私も同感ですので、この点は落ち着いてと思っております。

続きまして、佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。佐藤さん、退席の案内ですか。

あと、ほかに御発言、御希望の方いらっしゃいましたらどうぞよろしくをお願いします。

特にございませんでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、これにて意見交換は終了したいと思います。

皆さんの御意見、考え方及び報告書案については、基本的にはこれでよしということでも御賛同いただいたものと考えておりますが、そのような捉え方でよろしいでしょうか。いや、この点違うというような点がございましたら御指摘いただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の意見がなかったとして扱わせていただきますが、語句の点、あるいは追加したほうが良いというようなことを事務局及び私のほうで判断したときには、その点について御一任いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

**【新美主査】** それでは、そのような形でまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

この報告書の仕上げにたどり着くまでには皆様方大変熱心な御議論をいただいたと同時に、建設的な御議論、御検討いただいたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとう

ございました。

それでは、議事は以上のところで終了ということで、最後、事務局から一言お願いしたいと思います。

**【川野料金サービス課長】** 料金サービス課長の川野でございます。本日もありがとうございます。ありがとうございました。

本ワーキンググループにおきましては、昨年が第1回目ということで、今回、今年の3月から9回にわたりまして本日まで精力的に御議論いただきまして、2年目の報告書でございます報告書2021、こちらを取りまとめていただきました。誠にありがとうございます。

皆さん御案内のとおり、昨年から今年にかけては携帯電話料金をめぐりまして非常に大きな動きが続いたわけですが、そうした中でも、データに基づき、客観的、専門的に、かつ、継続的に検証、御議論いただくこの検証WGの場というのは総務省としても非常に貴重な場だと考えております。

今回も非常に多岐にわたるテーマを御議論いただきまして、今後につながる貴重な御提言を数多くいただいたと受け止めております。改めて御礼を申し上げたいと存じます。

総務省といたしましては、本報告書で提言をいただいた事項につきまして、ガイドラインの整備、制度整備、また事業者さんにも対応をお願いすべきことがあればお願いしてということで、引き続き、より公正な競争環境づくりに向けた具体的な作業を進めていきたいと考えております。

次回の検証作業につきましては、また来年の恐らく春、同じような時期、3月頃からのスタートになると思いますが、昨年同様に、それまでの間もお集まりをいただきまして、我々の例えば制度整備の考え方、あるいは取るべき政策について御議論をお願いするという機会もあろうかと考えております。その際には何とぞまた御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局から以上でございます。ありがとうございました。

**【新美主査】** どうもありがとうございます。

それでは、本日の会合、これにて終了ということとさせていただきます。本当に御議論ありがとうございました。

以上